[事案 27-175] 契約無効請求

· 平成 28 年 7 月 27 日 裁定不調

<事案の概要>

不適切な募集行為がなされたことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年8月に契約した定期保険特約付終身保険(契約①)を、平成8年12月に定期保険付終身保険(契約②)に転換し、さらに平成18年10月に医療保険(契約③)に転換したが、以下の理由により、全契約を無効にするとともに、筆跡鑑定代等の損害賠償を行ってほしい。

- (1) 胃がんにより平成4年11月から同年12月まで入院し、手術を受けたので、入院給付金および手術給付金を請求しようとしたが、募集人は、契約①の加入前から自分が胃薬を服用していたことを知っていたため、告知義務違反により解除されると困るという理由で請求を抑止してきた。
- (2)募集人には、掛け捨て型の保険には加入しないと伝えていたが、各契約について満期保険金がないという説明を受けたことはなく、これまで積立型の保険と誤認していた。
- (3) 平成 26 年 11 月に、募集人が新たな保険の契約手続を勝手に進めようとしたのでこれを止めさせたが、申込書等に代筆代印がなされたと推測されたため筆跡鑑定を行った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が申立人の服薬を知っていたこと、給付金請求を抑止するような言動を取ったこと は事実だが、これらは契約の無効事由とはならない。
- (2) 申立人が掛け捨て型の保険には入らないとの意向を示した事実はない。また、設計書等の記載内容からすると、申立人が積立型の保険であるとの錯誤に陥っていたとは認められないし、錯誤に陥っていたとしても重大な過失がある。
- (3) 当社に代筆代印が行われたか調査する義務はなく、代筆代印を疑う事情もないことから、 当社が申込書等を申立人自身のものとして取扱ったことに過失はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人の対応に不適切な 点があったかどうかなど契約時の状況を把握するために、申立人および募集人に対して事情聴 取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約①、契約②および契約③の無効ならびに筆跡鑑定代等の損害賠償請求を認めることはできないが、以下のとおり、募集行為の瑕疵が認められるため、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第38条2項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

(1)募集人は、申立人が給付金を請求すれば告知義務違反に問われ、契約①が解除される可能性があることを告げたが、給付金の支払いの可否について判断する権限のない募集人としては、給付金請求を実質的に抑止するような言動は慎むべきであった。

- (2) 契約②の申込書、契約③の申込書および告知書は、申立人の配偶者が申立人に代わって署名・捺印したと認められるが、後日の紛争のもととなるものであり、特に告知書については本人に書かせるべきであった。
- (3)保険会社も認めるとおり、申立人が以前にがんに罹患していたことを知りながら、募集人が契約③を提案したことは不適切であった。